



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話(鉄電) 千葉 2935・2936番  
(公) 043(22)7207番

94.1.19 No. 3931

## 一切の不当労働行為を容認した 歴史的な反動命令(事件)

### 一切の不当労働行為を容認!

中労委は、「大阪事件命令」では、不当労働行為の成立すら否定し、国労の救済申し立てを棄却した。地労委命令を全面的に覆したのだ。われわれは、この命令を怒りなしに読むことができない。

大阪では、二名の国労組合員がJR「採用」を拒否され、不当解雇された。この「不採用」の背景は、当時、国鉄当局が動労本部・革マルと結託して、全国で行なわれた「血の入換え」攻撃である。大阪でも、意図的な転換教育が実施され、貨物職場の動労組合員と電車職場の国労組合員の「入換え」が行なわれた。二〇〇名ものE.L.機関士が「過員」がいる状況のなかで、国労組合員(五八名)と全動労組合員(二名)だけを選別して電車運転士からE.L.機関士への転換教育が業務命令で強行されたのである。しかも当局は、国労潰し以外に何の根拠もない「転換教育」の強要に抗議した国労組合員に重処分を加えた。そして、この時の処分(停職六カ月)を理由として二名が「不採用」とされたのである。

【一九七九年より続く】

行為に抗議するのは、当然の組合活動である。不当労働行為の救済機関であるべきはずの中労委が、これを否定したのだ。つまり、分割・民営化過程で行なわれた不当労働行為の一切を否定したと言ふことだ。断じて許すことはできない。

### 「血の入換え」を容認!

この事件の最大の争点は、「血の入換え」「転換教育」が不当労働行為であるか否かであった。これが不当労働行為であるとすれば、当然にも不当労働行為に基づく処分は無効となる。国労側の主張もJR側の主張も焦点はここに絞られていた。ところが、驚くべきことに中労委命令は、一言も、この点についての判断をしていないのだ。逆に言うと、はじめから「申し立て棄却」の結論が決められていたために、あまりにも明白な不当労働行為である「血の入換え」に対する判断を一切避けておつたとしたか考えられない内容となつていたのである。

「転換教育」について、かううじて書かれているのは、「国労受講者が抱いた不安や疑問を解消するための対応には適切さが欠けていた」というだけである。これは問題の完全なすり替えだ。不当労働行為の問題を「不安や疑問を解消するための対応」にすり替えることを通して、

「血の入換え」自体は容認したのである。

### 団交を拒否した 当局を擁護し、 国労を非難!

しかもこの文章に続いて、中労委は、「国労大阪地本からは問題提起や団交の申し入れをしたことを認めるにたる疎明はない」と、逆に国労を非難している。しかし、このような言い方は全くのペテンで、実際は、大鉄局は、「転換教育は管理運営事項である」として団交を拒否しているのである。「例え管理運営事項であろうと、労働条件に密接に関係する問題は団体交渉事項である」とする確定判決もあり、本来であれば、これ自身が「団交拒否」の不当労働行為だ。この点についても、中労委は、「管理運営事項に該当するか、団交事項に該当するかどうか」ともかくとして、「……」と一切の判断を回避し、先のとおり、逆に国労非難に及ぶのである。まさにペテンだ。

そして命令の結論は、「業務命令を拒否して職場秩序を混乱させた」「業務の正常な運営を阻害するものであって、正当な組合活動と評価しうるものではない」などと罵詈雑言を並べた上で、「処分が相当性に欠けるとまでは認められないから、国鉄が両名を承継法人の職員として

ふさわしくないと採用者名簿に登載せず、その結果、採用されなかったことをもって不当労働行為に該当するということではない」と断じたのである。

### 「二重処分」についての判断を回避!

そればかりではない。仮に百歩譲つて、この処分が正当なものであるとしても、何で、一度処分され、責任を取らされた者が、再度「不採用」というかたちで首を切られなければならないのか。「二重処分」はそれ自身不当労働行為だ。しかも、旧動労や鉄労では、停職六カ月の処分を受けていても「採用」されている者がいるのだ。一体これが不当労働行為ではないのか。さらに、旧動労が方針転換した過去三年間の処分のみを対象としたことは不当労働行為ではないのか。本州では、閣議で決められた「定員枠」を割り込んでいてもなお「不採用」としたことは不当労働行為ではないのか。……中労委は、こうしたこととを全てに蓋をし、黙して語らないことを通して、国鉄JRの行なつた一切の不当労働行為を容認したのである。

この命令は、断じて許せぬ歴史的な反動命令だ。